

(参考)

「地球温暖化対策のための税」は、平成 24 年度税制改正において、租税特別措置法の改正により、平成 24 年 10 月から石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率が段階的に上乗せされているものです。

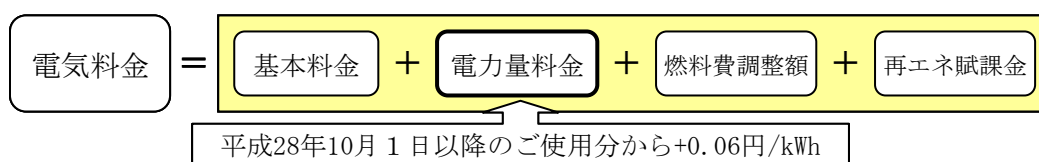
このうち、第 1 段階および第 2 段階の税率引き上げは、現在の電気料金に反映済^(注) ですが、今回、平成 28 年 4 月 1 日からの第 3 段階の税率引き上げを平成 28 年 10 月 1 日からの電気料金に反映させていただくものです。

(注) 原価算定期間 (H25 年度～H27 年度) 内の税率引き上げを料金原価に反映

<石油石炭税の税率>

	本則税率 (石油石炭税法)	地球温暖化対策のための税率の特例 (租税特別措置法)		
		現在の料金に反映済		今回反映
		平成 24 年 10 月～	平成 26 年 4 月～	平成 28 年 4 月～
原油・石油製品 (1klにつき)	2,040 円	2,290 円 (+250 円)	2,540 円 (+250 円)	2,800 円 (+260 円)
ガス状炭化水素 (1tにつき)	1,080 円	1,340 円 (+260 円)	1,600 円 (+260 円)	1,860 円 (+260 円)
石炭 (1tにつき)	700 円	920 円 (+220 円)	1,140 円 (+220 円)	1,370 円 (+230 円)

<電気料金への反映>



以上